

ごみ収集方式のあり方



令和6年5月
茅ヶ崎市

目次

1	はじめに	1
2	ごみ収集の現状.....	2
3	ステーション収集方式について	6
4	戸別収集方式について	11
5	ごみ収集方式のあり方	16
6	二次元コード一覧.....	21

1 はじめに

本市では、昭和 40 年から市内全域の生ごみ（現「燃やせるごみ」）と粗大ごみ（現「大型ごみ等¹」）の収集を開始し、令和 6 年 4 月現在、4 種 13 分別²でごみの収集を実施しています。多くのごみは、ステーション収集方式で回収していますが、「大型ごみ等」と「剪定枝」については、戸別収集方式（予約制）で回収しています。一方で、分別に関係なく、「安心まごころ収集制度³」では、対象世帯の全てのごみを戸別収集方式で回収しています。

「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の戸別収集方式の実施については、令和 2 年 3 月に策定した「茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針⁴（以下、「方針」という。）」の中で、「ごみ有料化」と併せての実施を見送り、引き続き検討を進めていくこととしました。

令和 4 年 4 月から「ごみ有料化」が始まり、大幅なごみの減量化が進んでいる一方で、「燃やせるごみ」の収集体制を変更したこともあり、本市のごみを取り巻く状況は、方針策定時と比べて大きく変化しています。また、ステーション収集方式が抱える課題の解決を望む声も一定数あり、戸別収集方式の実施を含めた課題解決の方法について検討を進めていく必要があります。

そのようなことを背景に、令和 4 年度末に改訂した「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画⁵」に『今後の社会情勢を踏まえた集積場所のあり方、収集方法の検討』を重点施策と位置づけ、また、令和 5 年度から始まった「茅ヶ崎市実施計画 2025⁶」の中に『戸別収集導入検討に関する事業』を実施計画事務事業として位置付け、改めての検討を進めています。令和 5 年度は、「ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査⁷（以下、「アンケート調査」という。）」の実施や環境指導員⁸地区会議での意見交換を通じて、戸別収集方式のニーズの把握に努めてきました。一方で、本市における戸別収集のあり方を「茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会⁹（以下、「審議会」という。）」へ諮問し、審議会の中では、ステーション収集方式が抱える課題や上記アンケート調査結果などを踏まえた上で、戸別収集方式実施の可否などの議論を集中的に進めていただきました。

本書は、これまでの検討内容や令和 5 年度に開催された市民集会はもちろんのこと、本市に寄せられた市民や事業者の皆さまのご意見やご要望、審議会からの答申¹⁰を踏まえ、今後の本市における「ごみ収集方式のあり方」をとりまとめたものとなります。今後は、この考え方にお示しする取り組みを進めてまいりますので、本市が抱えるごみ収集の課題解決に向けて、引き続き、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

¹ 大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ

² 燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ等・資源物（びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目）、使用済小型家電、剪定枝）

³ ごみをステーションまで持ち出すことが困難な高齢者や障がい者の世帯を対象にごみの戸別収集と安否確認を行う制度

⁴ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page/001/038/928/kihonhoushin.pdf（茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針）

⁵ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page/001/003/317/itibukaitei.pdf（茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画）

⁶ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page/001/039/148/jissikeikaku2025.pdf（茅ヶ崎市実施計画 2025）

⁷ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/1042977/1052620.html>（ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査）

⁸ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/gomi/1003227.html>（ご存じですか？地域の身近な相談相手「環境指導員」）

⁹ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shingikai/ichiran/1008692.html>（茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会）

¹⁰ https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/_res/projects/default_project/_page/001/057/480/toushin.pdf（答申書の写し）

* 各 URL（ホームページアドレス）の二次元コードは、P21 をご参照ください。

2 ごみ収集の現状

(1) ごみの分別と収集量の推移

本市では、4 種 13 分別でごみを収集しています。それぞれの収集量は次の表 1 に示すとおりです。令和 4 年 4 月から「ごみ有料化」を実施したこともあり、ごみ収集量は減少傾向となっています。

【表 1】分別区分と収集量の推移（単位：t）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ごみ	56,444	57,126	57,910	57,657	49,830
燃やせるごみ	39,913	40,128	39,846	38,855	32,782
燃やせないごみ	2,761	2,927	3,294	3,641	1,618
大型ごみ等	722	837	825	898	622
資源物	13,048	13,234	13,945	14,263	14,808
びん	1,711	1,679	1,761	1,765	1,693
かん	673	691	745	741	682
ペットボトル	712	716	751	777	814
古紙類	6,511	6,533	6,663	6,707	6,858
衣類・布類	939	1,013	1,226	1,259	1,198
プラスチック製容器包装類	2,343	2,432	2,605	2,749	3,328
廃食用油	83	86	93	72	67
金属類	63	64	75	60	48
使用済小型家電	13	20	26	26	21
剪定枝 ¹¹	-	-	-	107	99

¹¹ 令和 3 年度から収集を開始

(2) ごみ収集方式

本市では、4 種 13 分別のごみを「定期収集」・「予約収集」・「ボックス回収」・「安心まごころ収集」により収集しています。それぞれの分別区分、区域、方法等は次の表 2～5 に示すとおりです。本市では、「定期収集」は『ステーション収集』（P6 参照）、「予約収集」と「安心まごころ収集」は『戸別収集』（P11 参照）、「ボックス回収」は『拠点回収』を採用しています。

【表 2】定期収集

分別区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物（びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目））		
区域	市内全域（市内 8 地区 ¹² ）		
方法等	回数	燃やせるごみ	週 2 回
		燃やせないごみ	隔週に 1 回（第 5 週は除く）
		びん、かん、ペットボトル、古紙類、廃食用油、金属類（指定 8 品目）	隔週に 1 回
		衣類・布類	月 1 回
		プラスチック製容器包装類	週 1 回
	体制	燃やせるごみ	直営（74%）、委託（26%）
		燃やせないごみ	直営（100%）
		びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目）	委託（100%）
	方式	ステーション収集	

【表 3】予約収集

分別区分	大型ごみ等（大型ごみ・特定大型ごみ・特定粗大ごみ）、剪定枝	
区域	市内全域	
方法等	回数	随時
	体制	委託（100%）
	方式	戸別収集

¹² 1 番地区（香川・松風台・甘沼・行谷・芹沢・堤・下寺尾・みずき）、2 番地区（赤羽根・高田・室田・小和田・菱沼・松林）、3 番地区（小桜町・代官町・本宿町・赤松町・浜竹・出口町・ひばりが丘・旭が丘・美住町・松浪）、4 番地区（東海岸南・常盤町・富士見町・平和町・松が丘・菱沼海岸・白浜町・浜須賀・緑が浜・汐見台）、5 番地区（西久保・円蔵・鶴が台・矢畑・浜之郷・下町屋）、6 番地区（茅ヶ崎・本村・元町・幸町・新栄町・十間坂・共恵）、7 番地区（南湖・中海岸・東海岸北・若松町）、8 番地区（萩園・平太夫新田・今宿・中島・松尾・柳島・柳島海岸・浜見平）

【表 4】ボックス回収

分別区分	使用済小型家電	
区域	市内全域（27 拠点 ¹³ ）	
方法等	回数	随時
	体制	直営（100%）
	方式	拠点回収

【表 5】安心まごころ収集

分別区分	燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物（びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目））		
区域	市内全域		
方法等	回数	燃やせるごみ	週 2 回
		燃やせないごみ、びん、かん、ペットボトル、古紙類、衣類・布類、プラスチック製容器包装類、廃食用油、金属類（指定 8 品目）	隔週に 1 回
	体制	直営（100%）	
	方式	戸別収集	

¹³ 茅ヶ崎市役所（2F 資源循環課）、小出支所、香川公民館、小和田公民館、鶴嶺公民館、松林公民館、南湖公民館、図書館本館、青少年会館、うみかぜテラス（体験学習センター）、環境事業センター、浜須賀会館、海岸地区コミュニティセンター、小和田地区コミュニティセンター、小出地区コミュニティセンター、コミュニティセンター湘南、茅ヶ崎地区コミュニティセンター、南湖会館、鶴嶺東コミュニティセンター、高砂コミュニティセンター、松浪コミュニティセンター、鶴嶺西コミュニティセンター、辻堂駅前出張所、香川駅前出張所、ハマミーナ出張所、イオン茅ヶ崎中央店(3F)、そよら湘南茅ヶ崎(1F)

(3) ごみの収集運搬経費

令和４年度は、一般会計決算額約 890 億円に対し、ごみ処理にかかった費用の合計は約 40 億円となっています。内訳は表 6 に示すとおりですが、中でも、ごみ収集には、多くの費用を要し、毎年、約 15 億円の費用がかかっています。なお、表 7 に示すとおり、ごみ処理経費の一般会計に占める割合ですが、令和４年度は、4.4%となっています。

【表 6】ごみ処理経費（単位：千円）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
一般会計決算額 ①	74,990,368	73,258,366	99,587,907	83,447,722	88,997,976
ごみ処理経費 ②	3,119,998	3,459,372	3,136,779	3,276,598	3,956,544
建設改良費	63,210	490,002	51,264	245,810	741,844
処理費	3,056,788	2,969,370	3,085,515	3,030,788	3,214,700
収集運搬費	1,579,279	1,514,821	1,556,603	1,442,966	1,547,342
中間処理費	1,147,235	1,168,057	1,196,282	1,270,260	1,334,383
最終処分費	323,281	278,805	326,345	311,132	329,138
その他 ¹⁴	6,993	7,687	6,285	6,430	3,837

【表 7】ごみ処理経費の一般会計に占める割合（単位：％）

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ごみ処理経費の一般会計に占める割合 （②/①）	4.2	4.7	3.1	3.9	4.4

¹⁴ 不法投棄や動物死体の処理に要する費用

3 ステーション収集方式について

(1) ステーション収集とは

ステーション収集とは、あらかじめ決められた場所（＝ステーション）に複数の家庭や店舗などから出されたごみをまとめて収集する方式で、多くの自治体で採用されています。本市のステーション数は、表 8 に示すとおりです。

なお、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」は、約 8 世帯に 1 箇所、「資源物」は、約 24 世帯に 1 箇所のステーションを設置するよう自治会や利用者などに依頼しています。



【表 8】ステーション数の推移（単位：箇所）

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度 ¹⁵	令和 5 年度
燃やせるごみ	8,696	8,758	8,535	8,580	8,652
燃やせないごみ	7,533	7,588	6,674	6,777	6,894
資源物	3,420	3,439	3,456	3,516	3,613

¹⁵ 令和 4 年度から「資源物」のステーションの設置基準を「約 30 世帯に 1 箇所」から「約 24 世帯に 1 箇所」に緩和

(2) ステーションの型体

ステーションは、表 9 に示すとおり、周辺環境、利用者の意向や住居形態などにより様々な型体があります。「茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例」と「同規則」¹⁶の中では、一定規模の建築や開発行為に対して、ステーション整備に関する基準を規定しています。

【表 9】ステーションの型体

囲い型	路上ネット型	路上ネットボックス型
		
小屋型	金属ボックス型	専用室型
		

¹⁶ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidukuri/shinsa/1022610.html>（茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の解説）

* URL（ホームページアドレス）の二次元コードは、P21 をご参照ください。

(3) ステーション収集における関係主体の役割分担

ステーション収集は、図 1 に示すとおり、地域と市が担う役割が適切に行われることで成り立っています。

自治会等には、ステーションの設置などの申請とその設備の更新は勿論のこと、ルールやマナーの呼びかけや清掃当番の調整など基幹的な役割を果たすことが求められています。また、ステーションを利用する個人の役割は、ルールやマナーを守ってごみ出しをすることや当番による清掃に参加することです。他方、市は、ステーション設置許可やルールを設定することなどの必要不可欠な役割に加え、地域の役割を支援する役割も担っています。

なお、本市では、自治会への「資源回収推進地域補助金¹⁷」の交付などを通じて、自治会等が担う役割を支援しています。

【図 1】地域と市の役割

	地域の役割		市の役割
	自治会等の役割	個人の役割	
ステーションの設置	ステーション選定・申請 ネットボックス等の購入	利用者同士の話し合い	ステーション設置等許可
ごみ出しと収集	ルール順守の呼びかけ	ルールを守ってごみ出し	ルール設定・普及啓発 収集
ステーションの維持管理	清掃当番の調整 不適正排出の対応	当番による清掃	調査・改善勧告

¹⁷ 各自治会の資源物の収集量に応じて 1 キログラムあたり 2.0 円の補助金を交付

(4) ステーション収集のメリットとデメリット

ステーション収集は、表 10 に示すとおり、ごみの収集効率が高いなどのメリットがある一方で、ステーションの維持管理が必要となるほか、ステーションを起因とする諸問題が発生する可能性が内在しています。

【表 10】ステーション収集のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
ステーション収集	・ごみの収集効率が高い ・ごみの収集運搬費用を抑えられる ・排出者が特定されにくいいため、プライバシー及び防犯面の不安が少ない ・ご近所付き合いの活発化	・ステーションの維持管理が必要 ・ステーション設置等の調整が必要 ・排出者責任が不明瞭 → 不適正排出¹⁸の誘発 → マナー違反の誘発 ・ごみ出し困難者への対応が必要

(5) ステーションを起因とする諸問題

① なくなる不不適正排出と周辺環境の悪化

未だに、ルールやマナーに違反しているごみ出し、他地域からのごみ出しやポイ捨て、事業者の“なりすまし¹⁹”によるごみ出しや産業廃棄物²⁰の投棄が少なくありません。特に、小規模な共同住宅のステーションやその周辺のステーションでは、ルールやマナーに違反しているごみ出しが多く見受けられます。また、カラスや猫などによるごみの散乱や悪臭の発生などの衛生上の問題が発生し、そのことが通行上の支障にも繋がっています。

【表 11】ステーションの様子①

不適正な排出が止まない ステーションの様子	事業者が多い地域の ステーションの様子	鳥獣被害が後を絶たない ステーションの様子
		

¹⁸ ステーションに出されているが、指定ごみ袋を使用していない、排出日時が守られていない、分別が誤っているなど、ごみの分け方・出し方（ルール）が守られていないもの

¹⁹ 事業者が家庭用の指定ごみ袋を使用していること

²⁰ 事業活動に伴って生じたごみのうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第 2 条で定めるごみ

② 地域への負担

ステーションを提供されている方や維持管理されている方、または、その周辺住民が抱くステーションに対する嫌悪感や忌避感から、ステーションを新たに設置することや移動することが難しくなっています。また、特に住宅密集地や狭隘エリアでは、既にステーションの利用容量の限界を迎えているケースが増えており、そのような場所に、まちづくり条例が規定する基準未満の建築や開発行為²¹がなされた場合、新しく住まわれる方々のごみを受け入れることができる“ステーション探し”が困難な状況が見受けられます。

【表 12】ステーションの様子②

利用容量が超過している ステーションの様子	狭隘エリアでの ステーションの様子	通行の妨げとなっている ステーションの様子
		

③ 不公平感の発生

ステーションの清掃などステーションを提供されている方や維持管理されている方が、自分以外の方や自治会未加入者に対して不公平感を抱くケースがあります。

【表 13】ステーションの様子③

敷地内を提供している ステーションの様子	まとめることができない ステーションの様子	維持管理が負担となっている ステーションの様子
		

²¹ 計画戸数を8戸未満とする共同住宅等の建築など

4 戸別収集方式について

(1) 戸別収集とは

戸別収集とは、各戸の敷地内の公道に面した場所に出されたごみを各戸（1棟）ごとに収集する方式です。県内先行市における実施状況は表 14・15 に示すとおりです。

【表 14】県内先行市の戸別収集の様子



【表 15】県内先行市の戸別収集実施状況

	大和市	藤沢市	秦野市	厚木市	海老名市	平塚市
実施年月	H18.7-	H19.4-	H20.2-	R1.5-	R1.9-	R3.4-
燃やせるごみ	○	○	△ ²²	△ ²³	○	△ ²⁴
燃やせないごみ	○	○	×	×	×	×
資源物	×	△ ²⁵	×	×	×	×
事業系ごみ	○	○ ²⁶	△ ²²	×	×	×

○…戸別収集を実施 △…条件付きで戸別収集を実施 ×…戸別収集を未実施

²² 駅周辺地域で夜間（AM0:00-2:00 頃）に実施

²³ 一部地域でモデル事業を実施中（徐々に地域を拡大中）

²⁴ 一部地域で実地中（徐々に地域を拡大予定）

²⁵ 古紙類、衣類・布類のみステーション収集

²⁶ 申し出書を提出した事業者のみを対象に実施（登録制）

(2) 排出場所

① 戸建住宅

表 16 に示すとおり、戸建住宅を対象にした戸別収集では、住居形態や立地条件などによって排出場所は異なります。

【表 16】戸建住宅の排出場所（藤沢市の状況）

一般的な戸建住宅	専用道路のある戸建住宅	高低差がある戸建住宅
		

② 共同住宅

表 17 に示すとおり、マンションやアパートなどの共同住宅は、敷地内の決められた場所にごみを出すこととなります。共同住宅を対象とした戸別収集は、各居室前（玄関先）からごみを収集するものではなく、建物を単位としてごみを収集します。

【表 17】共同住宅の排出場所（藤沢市の状況）

専用のごみ集積場所がある共同住宅	専用のごみ集積場所がない共同住宅
	

(3) 戸別収集のメリットとデメリット

戸別収集は、表 18 に示すとおり、ステーションの清掃など維持管理の負担の軽減などのメリットがある一方で、排出者が特定されることによる諸問題が発生する可能性が内在しています。

【表 18】戸別収集のメリットとデメリット

	メリット	デメリット
戸別収集	・ステーションの清掃など維持管理の負担の軽減 ・自宅の目の前にステーションがあることに 対するストレスの軽減 ・排出者責任の明確化 → 不適正排出の減少 → ごみの減量化 ・高齢者や障がい者、子育て世代のごみ出し 負担の軽減	・ごみの収集効率の低下 ・ごみの収集運搬費用の増大 ・排出者を特定しやすいため、プライバシー や防犯面で不安が生じる ・鳥獣対策に伴う費用負担 ・ご近所付き合いの希薄化

(4) 実施費用

本市で戸別収集を実施する場合に必要な車両台数や職員数などを把握するため、令和元年度に市内の道路状況や収集対象家屋などについて調査を行い、表 19 に示すとおり車両台数が不足することが分かりました。

調査を踏まえ試算した、全市域で「燃やせるごみ」、若しくは「燃やせるごみと燃やせないごみ」を対象として戸別収集を実施するために追加となる費用の概算は、表 20 に示すとおりです。

【表 19】必要な車両台数（単位：台）

	ステーション収集	戸別収集	不足車両
パッカー車	30	55	25
軽トラック	0	6	6

【表 20】追加概算費用（単位：千円）

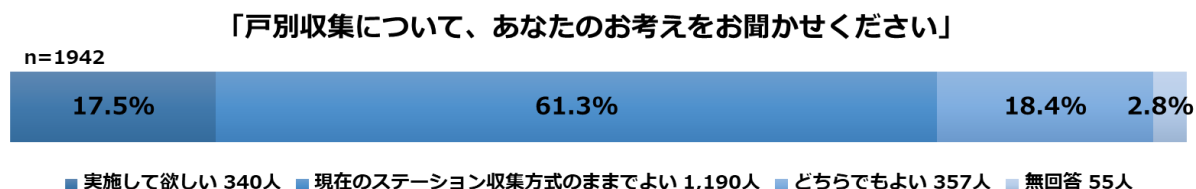
	燃やせるごみ	燃やせるごみと燃やせないごみ
実施費用	405,384	506,037

(5) 市民ニーズ

① 無作為抽出アンケート

令和 5 年 5 月に無作為抽出による市民の皆さま 3,000 人を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果、図 2 に示すとおり、多くの方々が現行のステーション収集を支持していることが明らかとなっています。

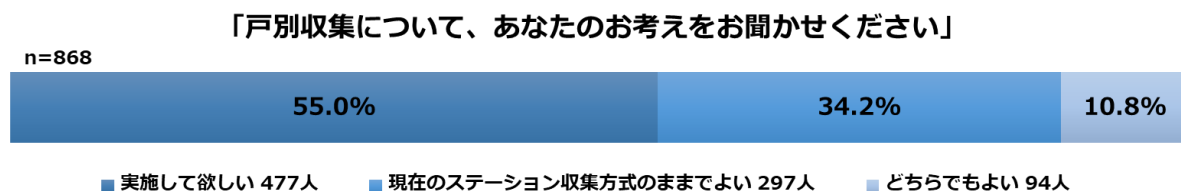
【図 2】無作為抽出アンケート結果



② フリーアンケート

①の無作為抽出アンケートと同時に実施したフリーアンケートでは、図 3 に示すとおり、①の結果とは対照的に、「戸別収集を実施して欲しい」を選んだ方々の割合が半数を超える結果となっています。

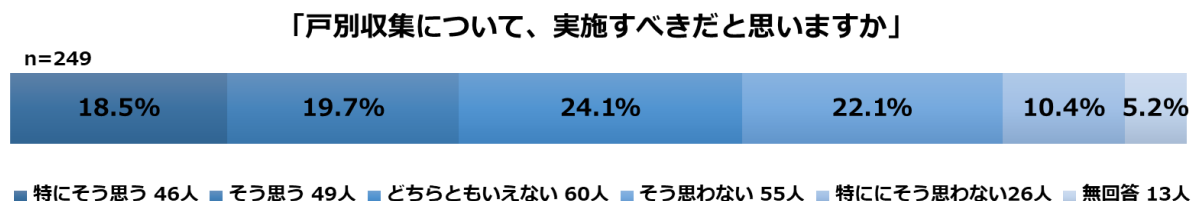
【図 3】フリーアンケート結果



③ 環境指導員アンケート

令和 5 年 12 月に環境指導員を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果、図 4 に示すとおり、戸別収集の実施を望む声が比較的に多いことが明らかとなっています。

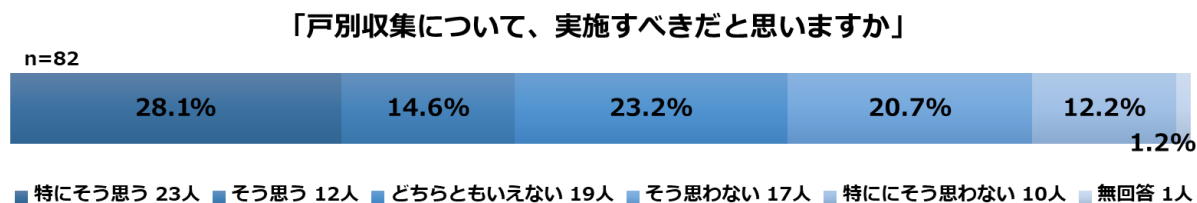
【図 4】環境指導員アンケート結果



④ 自治会長アンケート

③の環境指導員アンケートと同時に実施した自治会長を対象としたアンケートでは、図5に示すとおり、環境指導員よりも戸別収集の実施を望む声が多いことが明らかとなっています。

【図5】自治会長アンケート結果

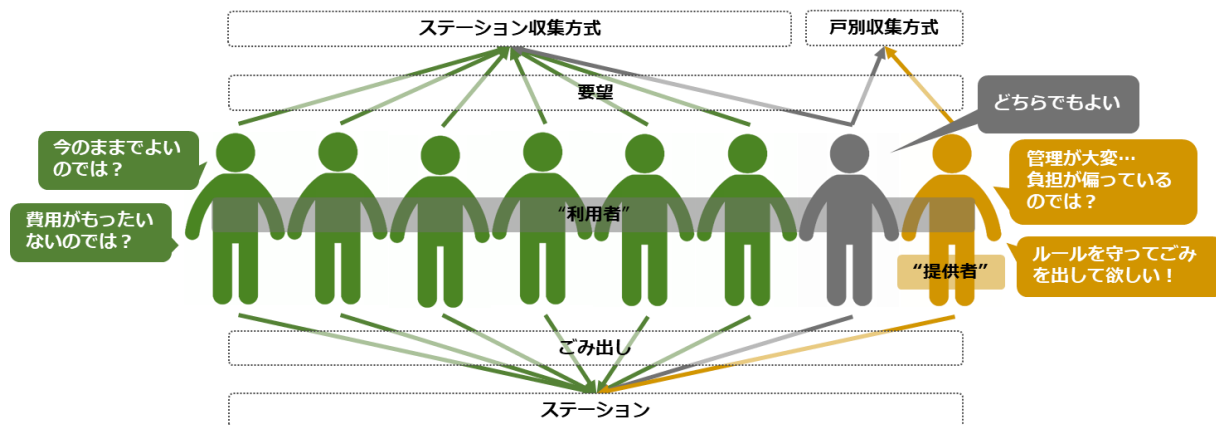


⑤ 総括

無作為抽出アンケート結果からは、多くの方々がステーション収集を支持していることが明らかとなりました。この結果は、ステーションを利用している方々（提供者と利用者）の内訳上多数派となる利用者が、戸別収集を体感したことがない中、その実施が高コストと聞き、自ずと現行収集方式を支持したことが推察されます。

一方で、無作為抽出アンケート以外の結果からは、上述の内訳上少数派となる自宅前などをステーションとして提供している方々（提供者）が、ステーションを維持管理していくことに負担や不公平感を感じ、それらの解消が期待できる戸別収集を支持したことが推察されます。

【図6】アンケート等結果のイメージ



5 ごみ収集方式のあり方

(1) 方向性

本市では、ステーションを起因とする諸問題を解決するため、戸別収集の実施に向けた検討を進めてきました。検討の結果、本市のごみ収集方式として、「燃やせるごみ」などの定期収集は、当面の間、現行方式であるステーション収集方式を維持することとします。

しかし、ステーションを提供されている方や維持管理されている方、環境指導員や自治会長など地域の一部の方々への負担の偏りが改めて確認できた中、ステーションを起因とする諸問題を解決するためには、これまでの取り組みだけでは不十分です。そのため、「ステーション収集を維持する取り組み」を進めていくとともに、将来的なごみ収集方式の変更も視野に入れながら、「戸別収集の継続検討」を進めていくこととします。

(2) ステーション収集を維持する取り組み

ステーション収集が始まった頃と比べて現在は、超高齢社会の到来、ライフスタイルの変化や新旧住民の混住などが背景となり、3-(3)の図1(P8)で示すとおり3者（自治会等・個人・市）が持つ役割の社会的認知が低下してきています。そのような認知の低下が、特に、ステーションを利用される方々の当事者意識の希薄化を招き、ステーションを起因とする諸問題が顕在化してきている一要因ともなっています。

ステーション収集を維持していくためには、3者（自治会等・個人・市）が持つ役割をお互いに認識し合い、それぞれが任せられた役割を主体的に果たしていくことがとても大切なこととなります。そのため、市に求められる役割を次の取り組みで補完し、個人や自治会等がそれぞれの役割を主体的に果たせるよう支援します。

① 取り組み その1【「ステーションの設置」関連】

自治会等は、内部での調整を行ったうえでステーションの設置申請を行い、個人は、その調整に協力する（話し合いを行う）ことが役割となっています。また、双方が経済的負担を含め協力しながら鳥獣対策を講じることも役割となっています。市は、ステーションの設置許可などこれまでの役割に関連して、地域の“ステーション探し”への負担が軽減できるよう、引き続き、ステーション設置基準の柔軟な運用に努めるとともに、共同住宅については、その世帯数に限らず、ステーションを単独で設置するよう条例などを見直します。



② 取り組み その2【「ごみ出しと収集」関連】

自治会等は、ごみ出しルールを守るよう呼びかけ、個人は、ルールを守ってごみ出しすることが役割となっています。市は、ルール設定や普及啓発などこれまでの役割に関連して、ごみ排出者が容易にごみを出そうことができるよう、指定ごみ袋の使用方法を見直すとともに、将来を担う子どもたちに、ごみの分別に関する知識を提供していく機会として、小学校などでの環境学習をこれまで以上に充実していきます。



③ 取り組み その3【「ステーション維持管理」関連】

自治会等は、ステーションの清掃当番の調整や不適正排出への一次的対応を通じてステーションの維持管理を行い、個人は、ステーションの清掃に協力することが役割となっています。市は、調査・改善勧告などこれまでの役割に関連して、地域のステーションの維持管理負担が軽くなるよう、不適正排出者への指導や不適正排出物への柔軟な対応を継続するとともに、3者（自治会等・個人・市）の役割を見える化した仮称「ステーション管理の手引き」を作成します。また、とりわけ事業者による“なりすまし”によるごみ出しに対しては、排出指導を強化していきます。



(3) 戸別収集の継続検討

本市では、ごみ処理の課題²⁷を解決していくため、令和 16 年度までに家庭系ごみの 25%減量と事業系ごみの 50%減量（いずれも平成 29 年度比）を目指しています。現時点では、ごみの減量は順調に進捗していますが、今後、ごみの減量スピードが鈍化していった場合には、ごみ減量化に向けての新たな策を講じなければなりません。合わせて、ライフスタイルの変化が進み、ステーション利用者同士の話し合いを持つ時間が取り難くなり、清掃を行うことなどステーションを維持管理していくことが困難な状況や、また、高齢者などのごみ出し困難者が増えてくる状況にも備える必要があります。

戸別収集は、ステーションを起因とする諸問題を含めそれらをまとめて対処できる可能性を持つため、次に掲げる取り組みを進めることで、引き続き検討を進めていきます。

① 実験事業の実施

戸別収集を実施した場合の 3 者（自治会等・個人・市）における影響や効果などを把握するため、市内一部のエリアをモデルとした実験事業を行います。

【表 21】県内先行市の実験事業の様子

平塚市の様子①	平塚市の様子②	平塚市の様子③
		

㊦ 対象品目の考え方

ごみの減量化に繋がり、ステーションを起因とする諸問題の解消が期待できる品目を対象とします。

㊧ 対象エリアの考え方

次の事項に該当する町丁単位、若しくは自治会単位であって、かつ、地域の意向はもちろんのこと鳥獣対策用のポリバケツなどの用意など実験事業に対して協力を得ることができるエリアを対象とします。

- ▶ 他地域からのごみ出しやポイ捨て、事業者の“なりすまし”によるごみ出しが多く見受けられている商業地域内であること
- ▶ 効率的な収集体制を構築するための実地経験による確認が必要であること
- ▶ 既存の収集体制の中で効率的な実験事業の実施が可能であること

²⁷ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/kankyo/1030220/1030223.html>（ごみ処理の課題）

* URL（ホームページアドレス）の二次元コードは、P21 をご参照ください。

㊦ 準備期間及び実験期間の考え方

対象エリアの選定や専用車両の手配などに十分な準備期間を設け、また、効果検証に十分な実験期間（約 1 年間）を設けることとします。

㊧ 実験事業等に要する費用の考え方

実験事業などに要する一連の費用は、実験事業などがごみ減量化の効果が期待できるため、「ごみ減量化・資源化基金」を活用します。

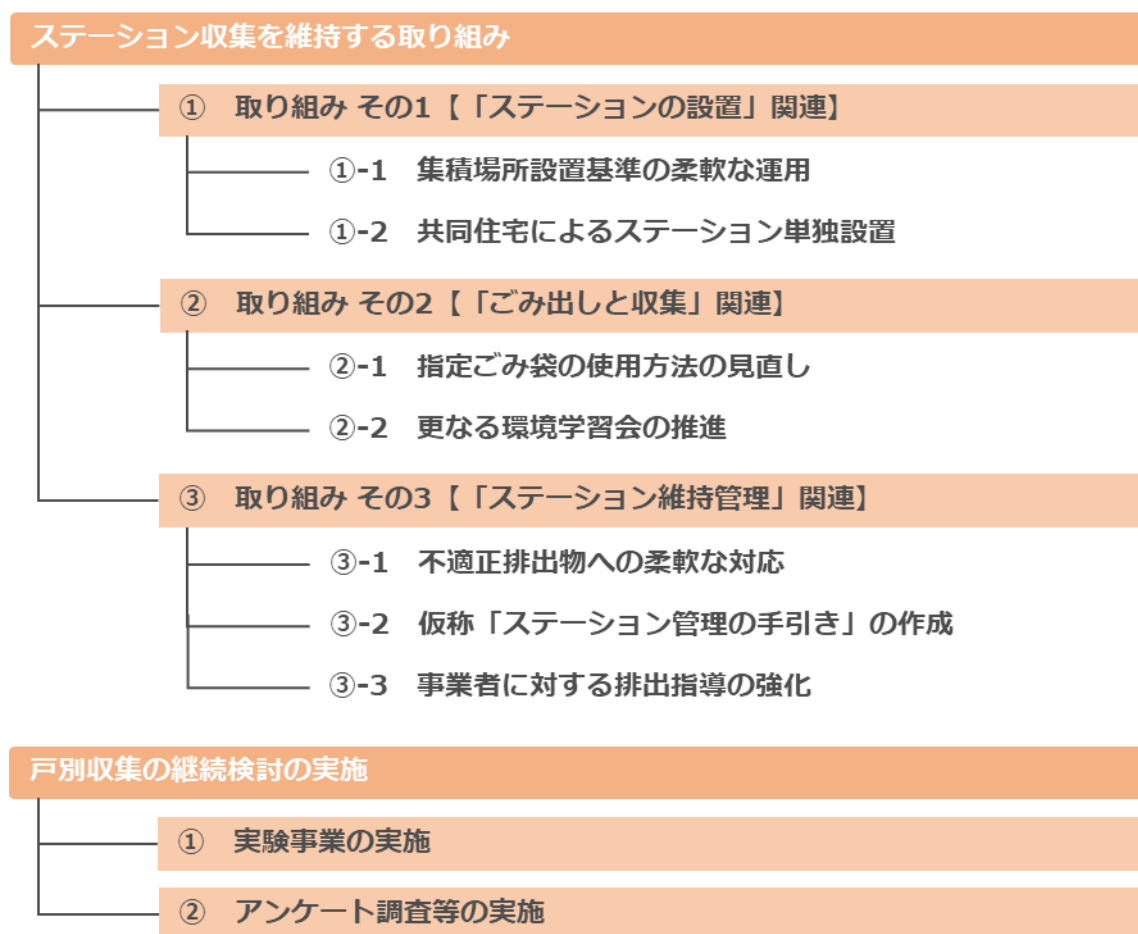
② アンケート調査等の実施

実験事業を通じて、ごみの減量効果の確認や実施費用の再積算を行うとともに、対象となったエリアでアンケート調査を実施します。アンケート調査の結果などを参考に、戸別収集の効果や今後の進め方について検証します。

(4) 「ごみ収集方式のあり方」に位置付ける市の取り組み等

前項及び前々項で記載の取り組みや検討を図 7 に示すとおり体系的に整理し、それらは、環境部資源循環課及び環境事業センター（業務担当）で進めていきます。

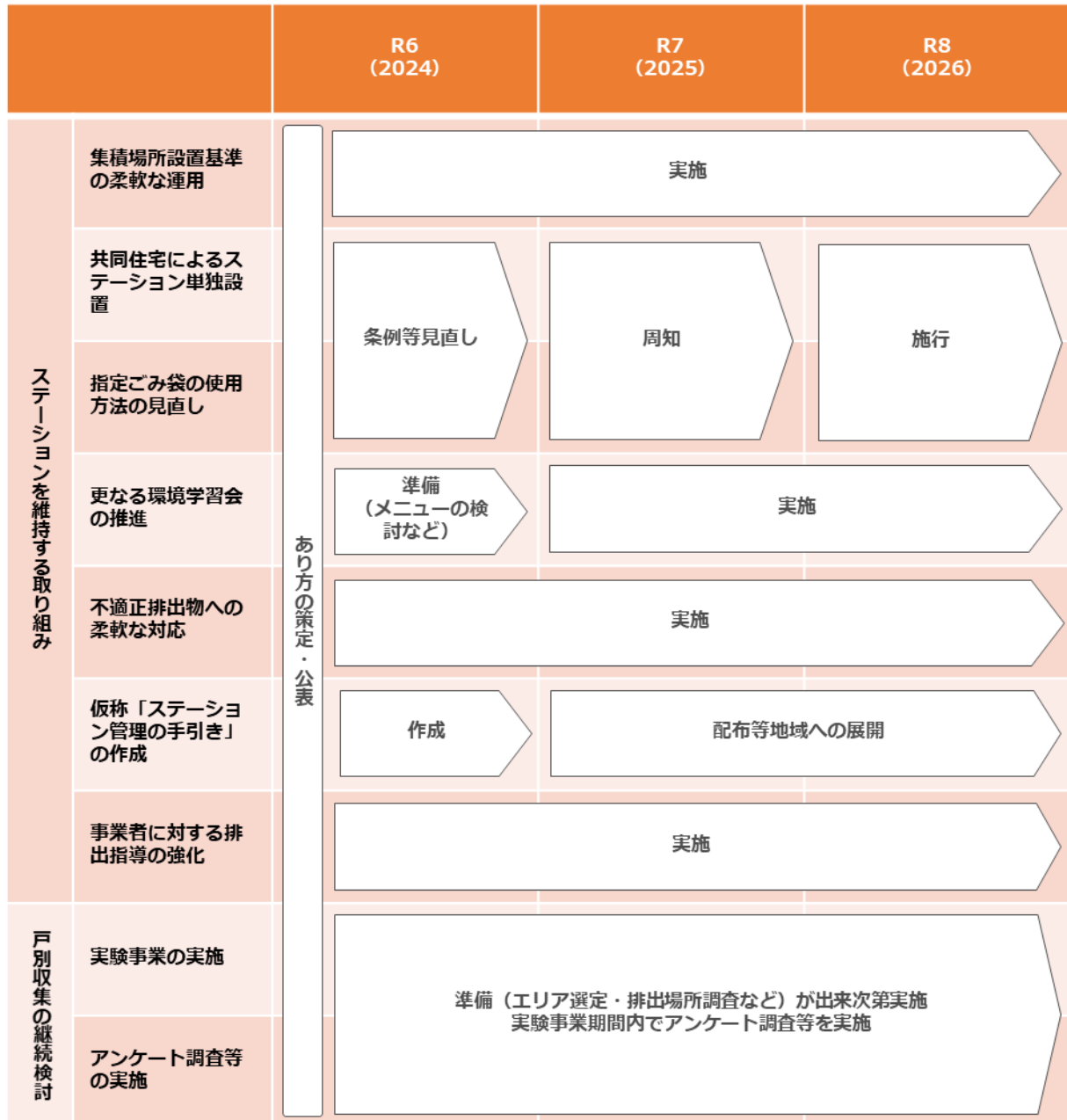
【図 7】市の取り組みの体系図



(5) スケジュール

あり方に位置付けた取り組みなどは、茅ヶ崎市総合計画実施計画との調整を図りながら、図8に示すスケジュールに従って着実に進めていきます。

【図8】スケジュール



6 二次元コード一覧

二次元コード	頁	内容
	1	茅ヶ崎市ごみ減量化基本方針
	1	茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画
	1	茅ヶ崎市実施計画 2025
	1	ごみ有料化及び戸別収集に関するアンケート調査
	1	ご存じですか?地域の身近な相談相手「環境指導員」
	1	茅ヶ崎市廃棄物減量等推進審議会
	1	答申書の写し
	7	茅ヶ崎市のまちづくりにおける手続及び基準等に関する条例の解説
	18	ごみ処理の課題

ごみ収集方式のあり方

令和 6 年 5 月発行

発行・編集 茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-1-1

E-Mail shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

TEL 0467-81-7178（直通）

FAX 0467-57-8388
